

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について(案)」の概要

平成29年8月23日

社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について(案)」の概要

<主なポイント>

社会教育主事が、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成する。

このため、新たな社会教育主事養成では、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「**社会教育経営論**」と、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「**生涯学習支援論**」を新設。

社会教育主事養成課程では、実務経験に乏しい学生が社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「**社会教育実習**」を必修化。

社会教育主事講習については、講習時間数を削減し、**受講者の負担軽減**。

<社会教育主事講習>

(現行)

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2
計	9



(見直し案)

科目	単位	目的	主な内容
生涯学習概論	2	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	生涯学習の理念と施策 社会教育の意義と展開 等
社会教育経営論【新】	2	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	社会教育行政の経営戦略 社会教育行政と地域活性化 学習課題の把握と広報戦略 社会教育を推進する地域ネットワークの形成 等
生涯学習支援論【新】	2	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	学習支援に関する教育理論 効果的な学習支援方法 学習プログラムの編成 参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育演習	2	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	社会教育に関する実践演習 社会教育に関する現場体験 等
計	8	必要な習得単位数を1単位削減し、受講者の負担軽減	

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について(案)」の概要

< 社会教育主事養成課程 >

(現行)

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4 (選択 必修)
計	24

(見直し案)

科目	単位	目的	主な内容
生涯学習概論	4	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	生涯学習の理念と施策 社会教育の意義と展開 等
<u>社会教育経営論【新】</u>	4	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	社会教育行政の経営戦略 社会教育行政と地域活性化 学習課題の把握と広報戦略 社会教育を推進する地域ネットワークの形成 等
<u>生涯学習支援論【新】</u>	4	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	学習支援に関する教育理論 効果的な学習支援方法 学習プログラムの編成 参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育特講 *	8 (選択)	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	環境問題等の多岐にわたる現代的課題 図書館学等の教育に関する専門的内容
<u>社会教育実習【必修化】</u>	1	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3 (選択 必修)		具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案等に向けた演習 社会教育施設等における実習 等
計	24		

* 社会教育特講の例

- ・国際化と社会教育
- ・社会的包摂と社会教育
- ・同和問題と社会教育
- ・貧困問題と社会教育
- ・特別支援教育と社会教育
- ・生涯スポーツと社会教育
- ・情報化と社会教育
- ・健康教育と社会教育
- ・環境問題と社会教育
- ・社会福祉と社会教育
- ・消費者教育と社会教育
- ・地域産業と社会教育
- ・高齢化と社会教育
- ・防犯・防災と社会教育
- ・青少年健全育成と社会教育
- ・家庭教育と社会教育
- ・文化芸術と社会教育
- ・地域の歴史文化と社会教育
- ・多文化共生と社会教育
- ・人権教育と社会教育
- ・キャリア教育と社会教育
- ・男女共同参画と社会教育
- ・文化財保護と社会教育
- ・ボランティア活動と社会教育等

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について(案)」の概要

<その他の主なポイント>

現職研修等について

今後の現職研修では、ファシリテーション能力など社会教育主事の職務遂行上の能力のさらなる向上を図る研修や、地域の具体的な課題を踏まえ、身近な題材等を活用しながら現代的課題について学ぶ研修などが実施されることが重要。

引き続き、国、都道府県、市町村の各レベルにおいて実施されることが適当。(社会教育法第9条の6)

特に、地方公共団体には、社会教育主事の資質・能力の向上が地域社会の発展の鍵を握ることを踏まえ、積極的な取組を期待。

現職研修をはじめとする社会教育主事の養成について、**地方公共団体と社会教育主事養成課程開設大学等との協力関係**の構築・発展を期待。

社会教育主事や社会教育主事経験者による相互的な研修や社会教育主事のリカレント教育も大切。

社会教育主事講習の受講者のさらなる負担軽減について

社会教育主事有資格者が不在であることにより社会教育主事を設置することができない地方公共団体を解消していくためには、社会教育主事講習の講習時間数の削減だけでなく、以下のような**多様な手法**により一層の負担軽減を図っていくことが重要。

社研によるインターネットを活用した社会教育主事講習の遠隔講義の拡充

社会教育主事講習の分割受講のさらなる活用

社会教育主事養成課程開設大学や放送大学等における社会教育主事講習の相当科目の事前履修の推奨

社会教育主事資格の活用について

社会教育主事資格は、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身につけることができる資格として、広く社会教育関係者に認識されており、公民館主事をはじめとする社会教育施設職員やNPO職員、指定管理者により運営される社会教育施設の職員など多様な関係者から社会教育主事講習の受講希望が寄せられている状況。

地域学校協働活動推進のため、社会教育主事の配置や社会教育主事資格を有する地域連携担当教職員の配置の動きも広がる。

社会の各分野で社会教育主事有資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながるとともに、多様な社会教育関係者と共に学ぶことは、社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義であることから、今後、社会教育主事講習の実施に支障がない範囲で社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れ、

社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者については、**「社会教育士(仮称)」の称号を付与**することを検討。